

鹿屋市職員旧姓使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項の規定による特別職の職員及び臨時的に任用される職員を除く。以下同じ。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(旧姓を使用することができる文書等)

第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。

2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。

(旧姓使用の届出)

第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書（別記第1号様式）により市長に届け出なければならない。

(旧姓使用の中止)

第4条 前条の規定による届出をして旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。

(職員及び所属長の責務)

第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、市民、関係機関、他の職員等に誤解、混乱等を生じさせないように努めなければならない。

2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	基準	主な文書等の例示
1	職員の身分等に関するもの	辞令、宣誓書、退職願、処分関係書類、職員台帳、履歴書、住所等変更届、研修関係書類、身分証明書その他の職員の身分を示す証明書、在職証明書等
2	職員の権利義務に係るもの	給与支給明細書等給与関係書類、扶養親族届、住居届、通勤届、単身赴任届、源泉徴収関係書類、共済組合関係書類（組合員証を含む。）、公務災害関係書類、事故等報告書、処分報告書、支出命令書等における請求者氏名（請求に係る証拠書類等）、出張命令書、出張復命書、育児休業関係書類等
3	公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの	許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

所属

職名

氏名

（本姓で記入）

旧姓使用届出書

鹿屋市職員旧姓使用取扱規程に基づき、下記のとおり旧姓の使用を届け出ます。

記

1 使用する旧姓

2 使用を開始する年月日 年 月 日

3 戸籍上の氏の変更年月日 年 月 日

備考 本市に採用される以前に使用していた氏を使用する場合は、当該氏を使用していた事実を証する書類（戸籍抄本等）を添付すること。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

所属

職名

氏名

（本姓で記入）

旧姓使用中止届出書

鹿屋市職員旧姓使用取扱規程に基づき、旧姓の使用を中止したいので届け出ます。

記

1 使用を中止する旧姓

2 使用を中止する年月日 年 月 日